



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4192号 2018.2.4 発行

「逗子チョコ」完成 福祉とフェアトレードつながり あすイベントで販売



東京新聞 2018年2月3日

逗子チョコを手にする(左から)名女川さん、磯野さん、大川さんら=逗子市で

フェアトレード(公正貿易)を生かした街づくりに取り組む逗子市で、フェアトレード商品のチョコレート、障害のある人たちが描いた絵でパッケージした「逗子チョコ」が完成した。「ウェルフェア(福祉)&フェアトレード」をテーマに4日、市内で開かれるイベントで販売し、原画も展示する。(北爪三記)

フェアトレードは、途上国で生産された商品を公正な価格で取引し、自立を支援する国際協力。市は二〇一六年七月、市民や行政など地域ぐるみで取り組む「フェアトレードタウン」として、一般社団法人「日本フェアトレード・フォーラム」から熊本市(一一年)、名古屋市(一五年)に続く国内三番目の認定を受けた。

四日のイベント「国際文化フォーラム in フェアトレードタウン逗子」もこの活動の一環。市と共催する「逗子フェアトレードタウンの会」の名女川由利(なめかわゆり)さん(67)らの発案で、市内の福祉作業所などを対象にチョコのパッケージにする絵を募集し、応募三十作品を先月、市役所に展示して来庁者の投票で八点を選んだ。

就労支援事業所「mai!えるしい」(桜山)で菓子作りなどに取り組む大川浩司さん(43)は、雪だるまやクリスマスツリーなどを色鉛筆でカラフルに描いた。大きな青いハートなどを描いた片瀬みなみさん(34)は「見てくれた人の反応が楽しみ。バレンタインも近いので、皆さんに買ってもらえたら」と期待する。

ラベルの文字「ずしチョコ」や包装も同事業所の利用者が担当した。「ヘーゼルナッツ味」「ビター・レモンピール味」など八種類あり、四百個販売する。一個五十グラムで四百円。同会の磯野昌子事務局長(49)は「逗子チョコは、福祉とフェアトレードの連携が具体化したもの。こうしたつながりを大事にしていきたい」と話した。

イベントは午前十一時～午後五時、市民交流センター(逗子四)で。入場無料。地元の高中生らの活動報告(午後三時～)やフェアトレード団体「ネパリ・バザーロ」(横浜市)代表の土屋春代さんの講演(午後一時～)もある。

リアルな日常、認知症理解を 中央市社協職員ら15分の寸劇...地域から依頼続々

産経新聞 2018年2月3日

中央市で社会福祉協議会と市役所の職員9人が、認知症への理解を深めるため昨年9月、劇団を立ち上げ、オリジナル寸劇を演じている。地域住民の依頼を受け上演。高齢女性に認知症の兆しが現れ、家族や近隣住民が手を差し伸べるといった心温まる内容だ。観覧者か

らは「勉強になった」「地域ともっとかかわりたい」「認知症にならないように気をつけたい」などの反響が寄せられている。

劇団名は「しらすぎ劇団」。昨年9月、約200人を集め初公演。その後も依頼が続き昨年は計3公演、今年は3月までに計4公演をこなす。自治会、老人クラブ、ボランティア団体、地域の集会から依頼が相次いでいるという。

15分の寸劇のタイトルは「ある日の、特別じゃないおはなし」。主人公は一人暮らしの76歳の高齢女性で、自治会の開催日、息子の来訪の約束、薬を飲んだか否かーなどを思い出せなくなり、部屋の中は散らかり放題…。

室内の散乱や元気がない様子を心配した近隣の人々が、保健師経由で息子へ異変を知らせる。息子が母を医師に診せると「アルツハイマー」との診断。母との同居を決めた息子が近隣の人々に報告すると、「おかずを持っていくわ」「外に連れ出すよ」「ごみ収集の声がけをするから」と暖かい声、声、声…。

近所の人を演じた同社協総務課長の加藤朝香さんは寸劇の意義について「認知症患者の2025年問題（7年後に国内患者数700万人突破）に直面する中、認知症の人を地域で見守ること」と強調する。

主人公役で同社協豊富支所長の飯室孝子さんも「認知症は、だれにでも起こり得る話。『自分は大丈夫』と思わず、ご近所同士で支え合うことの大切さを伝えたい」。

公演を鑑賞した老人クラブ会長の田中茂雄さん（77）は、「寸劇により認知症のことが五感で感じられた。問題がよく理解できました」と話した。

札幌・自立支援住宅火災 周辺住民らが花束供え追悼 毎日新聞 2018年2月2日

11人が焼死した札幌市東区の自立支援住宅「そしあるハイム」の火災現場には2日、周辺住民や福祉関係者らが花束を手向け、犠牲者の冥福を祈った。



「とても熱かったろう。さぞ無念だろう」。正午過ぎ、2年ほど前に同住宅を運営する合同会社「なんもさサポート」の別の共同住宅に住んでいた女性（47）が、花束を手向け「『助けにいけなくてごめんね』という気持ちでいっぱいです」と涙をぬぐった。

火災があった自立支援住宅の近くで献花し、涙をぬぐう女性＝札幌市東区で2018年2月2日、梅村直承撮影

女性は入居者と親交があったといい、安否不明の白府（しらふ）幸光さん（61）について「食事の配膳などを積極的に手伝っていた。雨が降っていると『傘持って行きな』と言ってくれた」と声を詰まらせた。

現場近くにある天使大大学院の准教授、針金（はりかね）佳代子さん（64）も花束を抱えて訪れた。入居者に知り合いはいないが、「支え合って生きてきた方々の人生に、手を合わせたくてやってきました」と悼んだ。【源馬のぞみ、澤俊太郎】

自治体も「無届け施設」頼み 札幌11人死亡火災 運営実態確認へ

東京新聞 2018年2月3日

火災で十一人が亡くなった自立支援を掲げる札幌市の共同住宅「そしあるハイム」は、無届けの有料老人ホームだった可能性が出てきた。低所得で身寄りがない高齢者だけでなく、介護施設の整備が追い付かない自治体も無届け施設に頼らざるを得ないのが実情だ。高齢化が進む中、専門家は対策不足を指摘する。

▼老人ホーム

「社会福祉法上の無届けの無料・低額宿泊所か、老人福祉法上の無届けの有料老人ホー

ムの可能性がある」。加藤勝信厚生労働相は二日の記者会見で、法的位置付けを確認して対処するとした。

札幌市は二〇一六年一月、テレビの特集をきっかけにそしあるハイムの存在を認識。有料老人ホームに該当する可能性があるとして四回にわたって実態を尋ねる調査票を送ったが、回答はなかった。運営していた合同会社「なんもさサポート」の藤本典良代表は「老人ホームじゃなかったから（回答しなかった）」とする。

老人福祉法では、高齢者が入居し（１）食事（２）家事（３）介護（４）健康管理のいずれかのサービスを行う場合は有料老人ホームとなる。自力での避難が難しい入所者が一定割合を超えるとスプリンクラーの設置義務が生じる。設備投資に費用がかかり、料金を跳ね返る。

一方で、特別養護老人ホームは公費が投入され、利用者料金は比較的安い。その分人気は高く、待機者は約三十七万人（一六年四月時点）に上る。

▼身寄りなく

施設不足に追い打ちをかけるのが高齢者の貧困化だ。「無年金」の人や、保険料の納付期間が足りず満額を受け取れない「低年金」の人は増加。生活保護受給世帯に限っても六十五歳以上の世帯が半数を超えた。今後、低所得で身寄りのない高齢者はさらに増える。

こうした高齢者を事実上、支えているのが料金の安い無届けの有料老人ホームや無料・低額宿泊所などだ。厚労省によると、無届けホームだけでも全国千二百七施設（一六年度）。無届けのため行政のチェックは及ばず、安全性や質に問題がある施設も紛れる。

▼多大な費用

自治体は実態を知りながらも頼る。〇九年に火災で十人が亡くなった群馬県渋川市の老人施設「たまゆら」も無届けホームだったが、東京都墨田区は受け入れ先を確保できず、たまゆらに生活保護受給者を紹介していた。別の自治体担当者も「多大な費用がかかるため、施設整備が追い付かない」と明かす。

老後の住まいの問題に詳しい高齢者住宅財団の高橋紘士特別顧問は「今回のような問題が起きると、事業者を悪者視して『規制強化すべきだ』という議論になりがちだが、劣悪な施設がいつそう水面下に潜ってしまうだけだ」と指摘。「弱い立場の高齢者に住まいを保障する対策を着実に打っていくしかない」と話す。

有料老人ホームの要件

■ 高齢者が入居している



社説：エンゲル係数 国民の暮らしを見よ

中日新聞 2018年2月3日

アベノミクスによって国民生活は苦しくなった。国会論戦で「エンゲル係数」を基にした追及があった。所得の伸び悩みや節約志向、生活苦が表れた指標だ。首相は国民の暮らしを見ているのか。

家計の消費支出全体に占める食費の割合が「エンゲル係数」である。高いほど生活水準が苦しい。

直近の二〇一六年は25・8%（総務省調べ）と二十九年ぶりの高水準だった。四年連続の上昇だが、最近三年の伸びが著しい。G7（先進七カ国）の中ではトップのイタリアに肉薄している。

先月末の参院予算委員会で民進党の小川敏夫氏が「アベノミクスが始まって五年たつが、エンゲル係数は顕著に上昇している。国民生活は苦しくなったのではないかと質（ただ）した。

安倍晋三首相は「エンゲル係数は上昇傾向にあるが、物価変動のほか、食生活や生活スタイルの変化が含まれている」とかわし、むしろ雇用の改善を強調してアベノミクスを正当化した。だが、これは論理のすり替えでしかない。

エンゲル係数の中身をつぶさに見ると、三十～五十九歳は25%程度だが、六十代は約29%、七十代以上は約31%と、高齢者層の上昇が目立つ。

これはアベノミクスの円安誘導により肉など食品の価格が上昇した影響をまともに受けたためだ。

年金生活者にとっては雇用の改善はほとんど意味を持たない。超低金利で利息収入は増えず、物価が上昇すれば生活は苦しくなるばかりである。

首相の一日の動静を記す新聞欄を見れば、安倍首相が一流の料亭やレストランで家族や芸能人、財界関係者らと頻りに会食している事実を窺（うかが）い知ることができる。

その生活ぶりやエンゲル係数に対する認識は無関係ではあるまい、などと言うつもりはない。だが国民の目にはどう映るだろうか。

厳然たる事実はアベノミクスが五年経ても賃金は伸び悩み、税金や社会保険料の負担増で多くの国民は疲弊した。一方で株や土地などの資産を増やす富裕層との間で二極化が進んだ。

首相が述べた「食生活や生活スタイルの変化」とは総務省の分析結果であろう。すなわち節約志向が強まって食費以外への出費を抑えたり、急増する共働き世帯は調理済み食品や外食など時間節約の出費がかさんだことを指す。

つまり国民は総じて貧しくなった。アベノミクスをやめ国民の幸せを考えた政策に転換すべきだ。

社説：【支援住宅火災】困窮する高齢者どう守る

高知新聞 2018年2月3日

生活に困窮する高齢者らが暮らしていた札幌市の自立支援住宅で深夜に火災が発生した。住宅は全焼、居住者とみられる11人が亡くなった。

住宅では16人が暮らし、大半が生活保護を受けている高齢者だった。身寄りがなく、1人で食事や入浴ができない人もいた。認知症を患っている人が多かったという。

住宅は、困窮者の自立支援に取り組む民間団体が運営していた。昼間は職員が常駐していたが、夜間は不在だった。

亡くなった人は年を重ねた末に落ち着いた住まいで、静かに暮らしていただろう。厳しい冷え込みの中、お年寄りらが犠牲となったのは痛ましいというほかない。

出火原因や団体の運営実態はもとより、背景にある高齢者の困窮と暮らし、安全確保について対策を考える必要がある。

旅館だった建物を団体が借り運営していた。木造一部3階建てで1、2階に6畳一間が並び、1人ずつ暮らしていた。築50年近くとされ、老朽化し火の回りが早かったことが惨事につながったとみられる。

各部屋には石油ファンヒーターが置かれ、火災報知機が備えられていた。スプリンクラーは建物に取り付けられていなかった。

自力での避難が難しい高齢者が暮らす福祉施設には原則、スプリンクラーの設置が義務付けられている。住宅は「下宿」として届けられており、義務化の対象外だった。

行き場のない高齢者にとっては、どう住まいを確保するかが深刻な問題となっている。介護施設に入ろうにも、どの施設も空きが少なく、多くの待機者がいる。介護制度に疎かかったり、支援の網の目からこぼれたりしている人も多かるう。

賃貸の物件を借りるなら、契約で保証人が必要となる。家賃の支払い面や病気などを心配する家主は少なくない。保証人を確保できなければ、住まいの選択肢は限られるのが現実といえる。

困窮者向けにNPO法人などが住宅や施設を運営する場合、住居や設備にお金をかければ、利用料金に反映させざるを得ない。

高齢者が暮らす施設での火災は度々発生している。札幌市では2010年、認知症の人向けのグループホームで起きた。これを受け、消防庁などが全国で同種の施設を緊急調査

し、防火対策を呼び掛けている。

15年には、困窮する高齢者が暮らす川崎市の簡易宿泊所でも起きている。防火や安全確保で教訓を生かせなかったのだろうか。

残念なのは今回、札幌市が状況を問い合わせるため、4回調査票を運営団体に送っている点だ。回答がなかったが、この時点で市が手を足しておけばと悔やまれる。

無届けも含め、高齢者が暮らす施設などは漏れなく早急に実態を把握すべきだ。防火や避難対策を調べ、安全確保を徹底させたい。

経済的に苦しい人でも、身の安全は保証される社会であるべきだ。

社説：11人死亡火災 自立支援の住環境整備を 西日本新聞 2018年02月03日

痛ましい災禍というほかない。老朽化した建物で暮らす高齢者らが犠牲になってしまった。古い施設の防火対策とともに、生活に困窮する高齢者対策の在り方を問う火災といえるのではないか。札幌市で以前は旅館だった古い共同住宅が全焼し、高齢者ら11人が死亡した。木造一部3階建てで築50年近いという。入居者16人の大半が生活保護を受けており、家族がいない人もいた。

建物が老朽化して火の回りが早く、逃げ遅れた高齢者らが犠牲になる一。近年繰り返されている悲劇だ。北九州市の木造アパートでは昨年、6人が死亡した。

いずれも家賃が安く、社会的に弱い立場にいる人たちが寄り添うように暮らしていた。

消防庁によると、火災による死者は減っている。2016年は1452人で07年比では3割近く減少した。ただ、死者の7割近くは65歳以上の高齢者である。

札幌市の建物には火災報知機はあったものの、スプリンクラーの設置義務はなかったことが大火につながった可能性がある。

これまでの惨事を踏まえ、住宅の防火対策は強化されてきた。とはいえ、建築費や家賃を押し上げる設備投資は容易ではない。消防と建築部局の連携による建物点検の強化や、早期消火態勢の充実などを進めてほしい。

さらに大きな課題がある。生活の基盤である住居を高齢者や障害者、低所得世帯などどう保障していくか—という点だ。

今回焼けた建物は生活困窮者の自立を支援する会社が自治体に無届けで運営していた。無料・低額宿泊所は、届け出があるものも含め少なくとも全国に1700カ所以上あるという。支援活動は民間の力だけでできることではない。

生活困窮者対策は就労支援に重点が置かれ、住居対策は遅れている。一方で空き家は増え続け、高齢者らの利用を目指す「改正住宅セーフティーネット法」も昨年施行された。生活困窮者の住まいをどう整えていくか。今回の悲劇を教訓に社会全体で考えたい。

(社説) 札幌の火災 困窮者に「住」の保障を 朝日新聞 2018年2月3日

札幌市の共同住宅で火災があり、11人が亡くなった。住宅は生活困窮者らを支援する民間団体が運営しており、生活保護を受けていた70～80歳代の高齢者が多く犠牲になったようだ。改めて浮かび上がるのは、防火対策が万全とはいえない老朽化した住居が、経済的に苦しく行き場のないお年寄りらの受け皿になっている現実である。火災の原因や管理の適否は消防や警察の調べを待たねばならないが、そうした人たちの住まいの確保を民間任せにせず、公的に支えていく手立てを早急に検討する必要がある。

運営団体は北海道の福祉関係者には知られた存在という。行政などから紹介されて入居した人もいたようだ。築50年ほどの木造の元旅館で、消防法で義務づけられた消火器や自動火災報知設備は備え、スプリンクラーの設置義務はなかった。

生活困窮者向けの宿泊場所としては、無料低額宿泊所がある。高齢者に住まいと食事などのサービスを提供する施設では有料老人ホームがある。それぞれ法律に基づき、届け出

が必要な福祉施設だ。

厚生労働省は、火災を起こした住宅がどちらかに該当する可能性があるとして調査に乗り出した。有料老人ホームで、自力での避難が難しい入居者が多い場合は、スプリンクラーの設置は義務となる。

厚労省はいまの国会に、無料低額宿泊所への規制を強化する社会福祉法改正案を出す予定だ。事前の届け出を義務づけ、指導・監督を強める考えだ。

しかし、規制の強化だけでは問題は解決しない。

法に基づく福祉施設には居室の面積などに基準があって安心・安全は高まるが、その分費用もかさむ。一方、生活困窮者の支援団体は資金繰りが苦しく、寄付頼みの所も少なくない。規制強化で利用料が上がったり、団体が活動できなくなったりすれば、困窮者が行き場を失いかねない。

東京理科大学火災科学研究センターの関沢愛教授は、実態として福祉施設と判断できる施設について「運営団体の申請に基づき、自治体が審査してスプリンクラー設置の費用を助成しては」と提案する。当面の公的支援策として一つの案だろう。

川崎市の簡易宿泊所で3年前に11人が亡くなった火災や、北九州市や秋田県横手市で昨年起きたアパート火災など、貧しい高齢者の悲劇が後を絶たない。社会全体で住まいをどう保障するか。現実と向き合い、具体策を急がねばならない。

社説：札幌共同住宅火災 防火の在り方再点検を

秋田魁新報 2018年2月3日

生活保護受給者らが入居する札幌市の共同住宅が全焼し、11人が死亡した。北海道警は現場検証して出火原因を調べるとともに、防火管理体制に不備がなかったかも捜査する方針だ。死亡したのは、連絡が取れなくなっている入居者11人（80代3人、70代4人、60代3人、40代1人）とみられ、高齢者が多い。共同住宅は以前は旅館として使われていた木造一部3階建て（約400平方メートル）で築50年近く。1、2階の個室計16部屋には石油ファンヒーターが置かれていた。火の回りが早く、現場検証では1階中央部を通る廊下などが激しく燃えていた。

火災報知機はあったが、スプリンクラーは設置されていなかった。入居者16人の大半が高齢者で介護を必要とする人もいたというが、消防法上、下宿やアパートなどと同じ扱いで、設置義務はない。

消防庁は今回の火災を受け、同じように木造で、1975年以前に建てられた下宿などを対象に防火対策の徹底を呼び掛けるよう全国に通知を出した。県内の各消防本部は防火設備や避難態勢などの備えを再点検するとともに、入居者らに火の取り扱いなどについてあらためて注意喚起することが必要だ。点検の際は福祉関係者との連携も求められる。

2013年には長崎市でグループホームの一部を焼き入居者ら5人が死亡する火災があった。スプリンクラーが設置されていなかったことが指摘されたが、施設の床面積が消防法で設置義務の生じる275平方メートルを下回っていたため違反とはならなかった。だがこれを契機にグループホームの防火体制の在り方が問われ、その後スプリンクラー設置が義務付けられた。

昨年8月には横手市でアパートが全焼し、入居者5人が死亡した。入居者の多くは精神障害者か精神科への通院歴のある人だった。札幌の共同住宅同様、建物は築50年近くと老朽化が進んでいたが、スプリンクラーの設置義務はなかった。

西村康稔官房副長官は、札幌の火災の原因調査結果を踏まえ、再発防止に向けて関連法令の改正を検討する考えを示した。生活困窮者を受け入れているアパートなどで火災が相次いでいることを重く受け止め、規制の在り方を早急に検討してもらいたい。

札幌の共同住宅は入居費が月3万6千円と低く、生活保護受給者らが新たな就職先が見つかるまで一時的に入居していた。身寄りのない人もいたという。横手市のアパートも、自立を目指す入居者らにとって支えとなる存在だった。

そうした住宅にもスプリンクラーの設置を義務付けることが望まれるが、費用がかかり増しになれば、入居費に跳ね返ることが懸念される。政府はその場合は設置費を補助するなど負担軽減を図り、運営側の防火への備えを後押しするべきだ。

社説：札幌の火災 責任を押し付けるのか

信濃毎日新聞 2018年2月3日

札幌市の自立支援住宅「そしあるハイム」の火災を受け、行政が早速動き始めた。

札幌市は、生活保護受給者らが暮らす市内の同種の住宅への立ち入り調査を始めた。ハイムが無届けの老人ホームに当たるかどうかを調べるとしている。

厚生労働省も職員を現地に派遣した。生活困窮者に居場所を提供する「無料・低額宿泊所」への規制を強化する構えでいる。

対策は大切だけれど、行政は住まいさえ確保できない人たちの受け皿づくりを、民間任せにしてきた。その怠慢を棚上げにしたのでは事の本質を見失う。ハイムの入居者の大半は高齢者で、身寄りがなく介護が必要な人もいた。運営する合同会社は「下宿」として届け出ていた。老人ホームとみなされれば、消防法や建築基準法に基づく防火対策を欠いたことになる。市は、実態は老人ホームとした上で責任を追及するつもりだろうか。

ハイムの実情に近い無料・低額宿泊所には、消防法順守の指針はあるものの法的強制力はない。生活保護費を目当てに、劣悪な環境に受給者を住まわせる「貧困ビジネス」の原因とされてきた。

厚労省は、開設前の届け出の義務化、防火態勢基準の設定、自治体による改善命令といった規制強化案を示している。

問われるべきは、その後に行政が何をなすかだ。

ハイムのような住宅に集まるのは、高齢や病気で就労が難しく、民間の賃貸物件に拒まれ、福祉施設にも入れない人たちだ。受け入れるNPOや会社の多くが、ぎりぎりの資金で運営している。

新たな防火基準を満たす建物を用意できず、撤退するかもしれない。行政が改修費用を補てんするのか。民間に代わり責任をもって住居を確保できるのか。

無料・低額宿泊所は各地で増えているのに、国や自治体の支援に向けた動きは鈍い。それどころか厚労省は、生活保護費のうち、食費や光熱費に充てる生活扶助の引き下げを決めている。安倍晋三首相は昨日の衆院予算委員会で、自公政権に戻り格差を表す指標は改善したと強調していた。現実が見えていない。

164万世帯が生活保護費を受給し、その半数を単身の高齢者世帯が占めている。低料金の住まいを頼みの綱とする人たちは後を絶たない。政府も自治体も、今回の火災を一運営会社の管理責任で終わらせず、現状の改善にこそ力を注がなければならない。

社説：11人死亡火災 自立支援の住環境整備を

西日本新聞 2018年02月03日

痛ましい災禍というほかない。老朽化した建物で暮らす高齢者らが犠牲になってしまった。古い施設の防火対策とともに、生活に困窮する高齢者対策の在り方を問う火災といえるのではないか。札幌市で以前は旅館だった古い共同住宅が全焼し、高齢者ら11人が死亡した。木造一部3階建てで築50年近いという。入居者16人の大半が生活保護を受けており、家族がいない人もいた。

建物が老朽化して火の回りが早く、逃げ遅れた高齢者らが犠牲になる。近年繰り返されている悲劇だ。北九州市の木造アパートでは昨年、6人が死亡した。

いずれも家賃が安く、社会的に弱い立場にいる人たちが寄り添うように暮らしていた。

消防庁によると、火災による死者は減っている。2016年は1452人で07年比では3割近く減少した。ただ、死者の7割近くは65歳以上の高齢者である。

札幌市の建物には火災報知機はあったものの、スプリンクラーの設置義務はなかったこ

とが大火につながった可能性がある。

これまでの惨事を踏まえ、住宅の防火対策は強化されてきた。とはいえ、建築費や家賃を押し上げる設備投資は容易ではない。消防と建築部局の連携による建物点検の強化や、早期消火態勢の充実などを進めてほしい。

さらに大きな課題がある。生活の基盤である住居を高齢者や障害者、低所得世帯などにどう保障していくかという点だ。

今回焼けた建物は生活困窮者の自立を支援する会社が自治体に無届けで運営していた。無料・低額宿泊所は、届け出があるものも含め少なくとも全国に1700カ所以上あるという。支援活動は民間の力だけでできることではない。

生活困窮者対策は就労支援に重点が置かれ、住居対策は遅れている。一方で空き家は増え続け、高齢者らの利用を目指す「改正住宅セーフティーネット法」も昨年施行された。生活困窮者の住まいをどう整えていくか。今回の悲劇を教訓に社会全体で考えたい。

社説：無期雇用転換 非正規の処遇改善を図りたい 読売新聞 2018年02月03日

非正規労働者の不安定な働き方を見直し、処遇改善を着実に前進させる契機としたい。

パートや契約社員など有期雇用契約の労働者が同じ職場で5年を超えて働くと、正社員のように期間の定めのない無期雇用へ転換できる。2013年施行の改正労働契約法で導入された「無期転換ルール」だ。

その運用が4月から本格化する。施行から5年が経過し、適用対象者が出始めるためだ。

パートや契約社員が、同じ職場で契約更新を繰り返し、長期にわたって働き続けるケースは多い。有期雇用の労働者は1500万人に上る。勤続5年を超える人が3割を占めるとされる。企業にとって不可欠な恒常的労働力となっているのが実情だ。

いつ雇い止めされるか分からないという不安を解消し、働き手の雇用安定を図る。新ルールの狙いは理解できる。非正規雇用は労働者の4割近くにまで増え、家計の担い手にも広がる。その処遇改善は、成長戦略としても重要である。

無期転換は、本人の申し出が前提となる。申し出があれば、企業は拒否できない。転換後の職務や処遇をどうするか。企業は長期的視点で人材活用の在り方を検討し、就業規則の見直しなど、着実に体制を整備すべきだ。

新ルールが規定するのは、雇用期間の変更だけで、賃金や昇進まで正社員と同一にすることは求めている。多様な働き方を保証しつつ、職場内でバランスの取れた処遇にすることが求められる。

職務や勤務地、働く時間を限った「限定正社員」は、無期転換の有力な受け皿として期待できる。制約がある分、賃金や雇用保障の面で一般正社員との差は生じ得るが、昇進・昇格も可能だ。

限定正社員の普及は、残業や転勤ができない子育て中の女性らの活躍促進にもつながろう。連合の昨年調査では、有期雇用者の8割が新ルールの内容を知らなかった。政府と企業は、周知徹底に努めねばならない。

人手不足を背景に、既に非正規雇用の無期転換や正社員登用を進める企業も多い。一方で、適用を避けるため、勤続5年を前にした雇い止めや、更新に上限を設ける動きも見られる。混乱が生じないよう配慮が必要だ。

雇用の安定を含めた処遇改善は働き手の意欲を高め、生産性を向上させる。企業も人材確保が容易になる。新ルールを活力ある職場作りにつなげる発想が大切だ。

